



令和8年6月1日

赤磐市議会議員 佐藤 武文 殿

赤磐市議会議員政治倫理審査会

委員長 安藤 利博



審 査 結 果 報 告 書

審査の結果、下記のとおり決定したので赤磐市議会議員政治倫理条例第10条第5項の規定により報告します。

記

1 赤磐市議会議員政治倫理審査会の設置

①設置

令和8年1月16日、請求者4名（保田守議員、安藤利博議員、杉野千秋議員、行本大輔議員）は赤磐市議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という。）第7条の規定により、議長に対し調査の請求を行った。令和8年1月29日、倫理条例第8条の規定により議長は、当該審査請求の適否について議会運営委員会に諮り、審査請求を適当と認める回答を受け、同日赤磐市議会議員政治倫理審査会を設置し、委員に4名の議員を選任した。

②委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 安藤 利博

副委員長 横山 裕太

委員 原田 素代 永徳 省二

2 審査

倫理条例第2条第1項及び第4条第1号に違反している疑い

・令和7年12月17日（水）の送迎バス車内での事象について

3 審査会の開催状況

<令和8年>

回数・開会日時	協議事項	概要
第1回 1月29日（木） 午後3時35分	①委員長、副委員長の互選について	・正副委員長を互選

第2回 2月18日(水) 午後2時2分	①審査会の運営について	・今後の審査会の運営手順について、協議した
第3回 3月6日(金) 午後1時45分	①審査請求者の意見聴取について	・保田議員からの情報提供及び質疑
第4回 3月10日(火) 午後2時5分	①関係者の意見聴取について	・松田議員からの情報提供及び質疑 ・永徳議員からの情報提供及び質疑 ・安藤議員からの情報提供及び質疑 ・職員からの情報提供
第5回 3月10日(火) 午後3時8分	①関係者の意見聴取について	・行本議員からの情報提供及び質疑
第6回 3月30日(月) 午後3時30分	①意見聴取のまとめについて ②審査対象議員の招致について	・これまでの意見聴取内容について、取りまとめて発言内容を確認した ・審査対象議員からの意見聴取を行うこととした
第7回 4月28日(火) 午前10時00分	①審査対象議員の意見聴取について	・佐々木議員からの情報提供及び質疑
第8回 5月28日(木) 午前9時00分	①審査結果報告書のまとめについて	・審査結果報告書の協議した

4 出席要求した者

<令和8年>

出席を求めた日	職 氏 名 及 び 出 欠		
第3回 3月6日(金)	市議会議員	保田 守	出席
第4回 3月10日(火)	市議会議員	松田 勲	出席
	市議会議員	佐藤 武	欠席
	市議会議員	実盛 祥五	欠席
	市議会議員	佐藤 武文	欠席
第5回 3月10日(火)	市議会議員	行本 大輔	出席
第7回 4月28日(火)	市議会議員	佐々木 雄司	出席

5 調査に使用した資料

資料名及び内容
令和8年2月26日付 陳述書 バス車内での事象について
令和8年5月20日付 佐々木議員の発言について 4月28日の佐々木議員発言内容の事実相違について

6 審査の経過

令和8年1月16日に、倫理条例第2条第1項及び第4条第1号に違反している疑いがあるとして、保田議員、安藤議員、杉野議員、行本議員から倫理基準に違反する行為の存否について審査の請求があった。

令和8年1月29日に、議長が当該審査請求の適否について議会運営委員会に諮り「審査相当」と報告を受け、同日「赤磐市議会議員政治倫理審査会」が設置され、通算8回の審査会を開催した。

令和8年2月18日の審査会では、審査請求の対象となる事由の内容部分に当事者として記載のある保田議員から意見聴取することを決定した。あわせて、バスに同乗していた議員、事務局職員、執行部職員から意見聴取することを決定した。なお、事務局職員、執行部職員には匿名での文書提出を依頼することに決定した。

令和8年3月6日の審査会では、保田議員から意見聴取と質疑を行った。保田議員からは、懇親会帰りの送迎バス車内で佐々木議員から、山陽団地のバス停改修は自分の手柄だと周りに言いふらしているとしつこく言われた。また、途中下車できるよう帰路ルート変更の提案について、「ルート変更は認められない、変更するならお金を払え」と言われた。お酒を飲んでいたとはいえ限度があり、こんなに侮辱されたことはなく、許せることではない。と発言があった。

令和8年3月10日（1回目）の審査会では、松田議員、永徳議員、安藤議員から意見聴取と質疑を行い、職員からの陳述書を確認した。松田議員からは、保田議員が途中下車することに対して、保田議員と佐々木議員のやり取りがエスカレートして声を荒げていたので、止めようと声をかけた際に、佐々木議員から名前ではなく公明党と呼ばれたことは、少し不愉快だった。個人的には倫理審査会にかけられるほどのことだったかは正直分らない。と発言があった。永徳議員からは、保田議員が途中下車することに対して、佐々木議員が暴言を吐いていた。また、制止しようとする松田議員に対して、「公明党は黙っとれ」と言った。これらの言動は倫理条例の規定に完全に抵触している。と発言があった。安藤議員からは、保田議員が途中下車することに対して、佐々木議員が「ルートを変えるなら別料金を払え」等の暴言を大声で言った。また、制止しようとする松田議員に対して、「公明党は黙っとれ」と言った。また、大声で「これが俺の本性だ、ふだん猫を被っているんだ」と言った。これらの言動は明らかに倫理基準に抵触している。と発言があった。職員からの陳述書には、赤

磐市に入ったあたりから佐々木議員の大きな声が目立つようになり、特に保田議員に対して、「ルート変更を認めない、変更するならお金を払うべきだ」ということをかなり強い口調で発言していた。また、佐々木議員を落ち着かせようと間に入った松田議員に対して、個人名ではなく公明党という党名を叫んでいた。なお、送迎車両の運転手とは帰りのルート変更についてあらかじめ了承を得ていた。と記載があった。

令和8年3月10日（2回目）の審査会では、行本議員から意見聴取と質疑を行った。行本議員からは、12月定例会休憩中のトイレで佐々木議員と懇親会の話になり、過去に同社の送迎バスを利用した際にルート変更したこともあるという会話になったので、佐々木議員は帰路のルート変更は可能だと認識していたのではないかと発言があった。

令和8年3月30日の審査会では、これまで意見聴取した内容を取りまとめて確認した。次の審査会では佐々木議員を招致して意見聴取することを決定した。

令和8年4月28日の審査会では、佐々木議員から意見聴取と質疑を行った。佐々木議員は、市役所から出発して市役所に戻るの当たり前のことだと思うので、帰路のルート変更はおかしいと保田議員に指摘したら、「うるせえ、ええじゃねえか、黙れ」と言われた。山陽団地のバス停改修について、保田議員の一般質問よりも以前に交通労連から赤磐市に同様の申立てがあったにもかかわらず、自分の手柄のような発言をしていたので、それはおかしいと指摘した。関係者の意見聴取内容は、お酒を飲んでいて、記憶も曖昧で、証拠もなく、事実誤認がかなりあるので倫理に違反しているとは思わない。バス車内ではエンジン音等もうるさかったので、自然と大きな声になったが、それを高圧的と言われるのは心外である。乾杯の際にビールを1杯飲んだが、その後は全てノンアルコールだったのでほとんど酔っておらず、バス車内での言動を鮮明に覚えている。「変更するならお金を払うべき」と言ったのではなく、「市役所からお金を払って帰るのが筋だ」と言った。以前に厚生文教常任委員会で利用した際、山陽団地経由でルート変更したことは覚えておらず、行本議員とトイレで会話したこともない。松田議員から大きな声で「もうやめとけ」と言われ、「公明党さん、黙っててください」と言った。そもそも市役所にみんなで戻ってればこういうことにはなっておらず、その発端となった保田議員が問題だと思う。バス車内で議員として不穏当な発言はしておらず、政治対立を持ち出すことは倫理審査権の濫用だと思う。と発言があった。

令和8年5月28日の審査会では、審査結果報告書について協議し、まとめを行った。

7 審査の結果

(1) 佐々木議員の陳述

本件は懇親会からの帰途のバス車中における佐々木議員から保田議員他に対する言動が政治倫理基準に違反しているか否かの審査であり、いわゆる物証は存在せず、審査会における関係者の意見陳述及び提出された文書のみにより判断を行った。

この中で、事実関係についての佐々木議員とその他の関係者等との意見陳述は相いれない内容が多々あった。

そこでいずれの証言を採用するかについて協議した結果、少なくとも行本議員から審査会委員長に提出された文書による次の2点は、佐々木議員の陳述は虚偽であると判断した。

1) 佐々木議員はビールを乾杯の時の1杯だけしか飲んでいないと陳述したが、行本議員から提出された文書では数回ビールを注いだとされている。懇親会の席における状況から判断すれば行本議員の文書内容が正しく、佐々木議員の陳述は信じられず虚偽であると判断した。

2) 3月10日(2回目)の審査会で証言したトイレの中での佐々木議員との会話の有無自体を佐々木議員は否定したが、本件審査の関係者でもない行本議員が時期、場所まで具体的に特定して証言する必要性はなく、行本議員の証言が真実で佐々木議員の発言は虚偽であると判断した。

また、佐々木議員は同乗者の陳述を酒に酔っての発言であり事実誤認、誇張があると指摘した。しかし、同乗者は懇親会後であり酒も飲んでいたので記憶であることから、正確に一言一句は記憶していないまでも、陳述された事実は記憶にあることだけを正直に陳述されたものと解され、かえって陳述内容は信ぴょう性が高いと判断した。むしろ、言っていない、反論しただけと明確に断言される佐々木議員の陳述が当時の状況からみて不自然であると判断した。

以上の点から見て佐々木議員の陳述には、自己弁護のために行った虚偽の陳述も多く含まれていると判断した。

(2) 保田議員への言動の政治倫理基準違反の存否について

本審査請求は、保田議員が一般質問で取り上げた山陽団地のバス停改修について、佐々木議員と保田議員が口論となり、その際の佐々木議員の言動が政治倫理基準に違反するとしての請求である。審査の過程で両者の口論はバス停問題にとどまらず、帰路のバスルート変更に対しても拡大したとの指摘があり、審査ではバスの中での一連の佐々木議員の言動に対して政治倫理基準違反の存否を審査した。

バス停の改修について、両者の言い分は食い違っている。事の発端は、保田議員は市民に対して自分の成果だと言いつらしていると佐々木議員から言われたので、そのような事実はないと反論したと言いつ、一方佐々木議員は保田議員が議会で取り上げたことを地元の方々に話したら好評だったと言っていたので、それはおかしいのではないかと聞いたという。どちらが先に言ったかは水掛け論になるが、保田議員がバスの中で自分から話す内容ではなく、佐々木議員の陳述には自己弁護のために行った虚偽の内容が他にもあり、佐々木議員からの発言が先だと判断した。

次に、帰路の山陽団地を通るルート変更については、佐々木議員は単に市役所に直行し、そこからお金を払って帰れと言ったとのことであるが、保田議員をはじめ同乗者もその様には聞いておらず、ルートを変えるなら料金を払えと言ったと陳述している。山陽団地経由で帰ることは事務局と運転手で了承済みであり、過去にも議会でそのような利用例があったところでもあり、県道(旧県道)を必ず通らなければならないほどの理由はない。佐々木議員は保田議員だけ特別扱いをしてわざわざ山陽団地を通ることは筋が通らないと発言しているが、市役所への到着時間の遅延があったとしても極僅かの時間であり、佐々木議員以外の同乗者は黙認しており、常識的に考えても問題にならない配慮であったと判断する。佐々木議員は何名か自分に同調するような声もあったように覚えていると陳述したが、そ

のような声を聞いたとの陳述者はいなかった。

本件で問題なのは、個々のバス停問題や、ルート変更もさることながら、その間の保田議員と佐々木議員の間で交わされた言動である。

口論が始まった当初は保田議員も佐々木議員に言い返したが、その後は皆に迷惑がかかると思い黙って我慢したと陳述している。これは同乗者も大声を張り上げていたのは佐々木議員だったと陳述していることから事実と認められる。

その後の佐々木議員の発言は、保田議員に対して一方的に大声で罵倒している言動であり、年長の同僚議員に対する言動ではなかったと同乗者が共通して陳述している。その中には議会内では勿論、一般的にも不穏当発言と目される言葉もあったと複数の同乗者が陳述している。佐々木議員は、バスのエンジン音がうるさいために大声になってしまったが、高圧的な言い方はしていないと陳述しているが、事業者の顧客の送迎用バスであり、普通の会話にも支障がある程のエンジン音がしていたとは思えないし、かなりの暴言があったとの他の複数の同乗者の証言とも一致しないため、信頼性に乏しい言い訳だと判断した。

(3) 松田議員への言動の政治倫理基準違反の存否について

佐々木議員の保田議員に対する一方的な暴言が続いたので、これを聞きかねた松田議員がそれくらいで止めておけと諫めた。これに対して佐々木議員は名前ではなく、公明党は黙っておけと言い返した。佐々木議員は日ごろから党名で呼ぶこともあると陳述したが、政策を議論しているときに公明党と呼ぶことはあったとしても、政策とは全く関係ない会話の中であえて個人を名前ではなく所属政党名で呼ぶのは人権を無視した侮辱的な表現と言わざるを得ない。松田議員も不愉快であったと陳述している。佐々木議員は松田議員の方から高圧的に言われたと陳述したが、松田議員は保田議員に対して高圧的に話している佐々木議員をなだめて言っただけであり、主客転倒の言い訳と判断した。

(4) 結論

上記の通り佐々木議員のバスの中での保田議員に対する一連の言動は、同僚議員に対する礼節を持った対応とは言い難く、松田議員に対する名前ではなく公明党との呼びかけも侮辱的な発言であったと判断され、市民の代表者たる議員としての矜持を持った行動とは言い難い。更にいえば、このバスの中での言動は民間人であるバス運転手に一部始終を聞かれており、赤磐市議会にとって著しく品位と名誉を損なう行動であった。

以上から、佐々木議員のバス車内での言動は倫理条例第2条第1項「議員は、市民の代表者として・・・(中略)・・・人権に配慮した言動に心掛けなければならない」、及び第4条第1号「市民の代表者としての矜持を持って行動し、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務の遂行に当たっては市民に疑惑の念を与え、道義的批判を受けるおそれのある行為をしない」に違反すると判断した。

なお、佐々木議員は当政治倫理審査会の審査中に、審査会に対して刑事告訴を含む法的措置も考慮するとの趣旨の照会書や、条例等を精査することなく特定委員の除斥を求める要求書を提出したが、これらの行為自体も公平に審査している審査会委員に対する脅しとも取れる不適切な行為であったことも付言しておく。

8 審査対象議員への措置

保田議員への言動に対しては、30年近く議員をしていてこれほど侮辱されたことはない
とまで言われており、陳謝するべきだと判断した。松田議員への言動に対しては、今後こ
のような行動を繰り返さないよう反省を求めるためにも少なくとも議長からの注意はされ
るべきだと判断した。しかしながら、本件の舞台は議場ではなく、民間人のバス運転手が
いたとはいえバスの中での議員間の事案であり、倫理条例第14条第1項第8号による議長
の措置として、議場ではなく議会全員協議会での陳謝の勧告、注意が相当と考える。